

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○財務規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○県工事検査規程の一部を改正する訓令

告 示

○平成二十二年宮城県告示第四百九号(地方公所の指定)の一部改正

ページ

(会 計 課)

(検 査 課)

(会 計 課)

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十一号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五十条第四項第二号中ニを削り、ホをニとする。

第七十七条中「、県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十

二年宮城県条例第四十四号)」を削る。

第七十九条第一項中「、県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の場合においては、改正後の財務規則の規定は適用せず、改正前の財務規則の規定は、なおその効力を有する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十二号

県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県工事検査規程の一部を改正する訓令

県工事検査規程(昭和三十九年宮城県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二仙台港背後地土地地区画整理事務所の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百九十四号

平成二十二年宮城県告示第四百九号(地方公所の指定)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、行政組織規則の一部を改正する規則(平成二十七年宮城県規則第三十四号)による改正前の行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)第五十九条に規定する宮城県拓桃医療療育センターにおける平成二十六年度予算に係る会計事務については、地方独立行政法人宮城県立こども病院を財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第二条二号に規定する地方公所とみなす。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三号中「原子力センター」を「環境放射線監視センター」に改める。

第四号中「、精神保健福祉センター及び拓桃医療療育センター」を「及び精神保健福祉センター」に改める。

第七号中「、栗原地方ダム総合事務所及び仙台港背後地土地地区画整理事務所」を「及び栗原地方ダム総合事務所」に改める。

第八号中「迫桜高等学校」の下に「登米総合産業高等学校」を加え、「上沼高等学校、米山高
等学校」及び「米谷工業高等学校」を削る。